

居住支援の強化に向けた調査研究 報告書要旨

本報告書は第1章～7章で構成され、事業で実施したアンケート、ヒアリング調査結果、費用対効果分析の結果、結果にもとづく考察からなる。各章の具体的な内容は下記の通りである。

第1章 はじめに

本調査研究を実施した背景として、新型コロナウイルス感染拡大により、就労状況が不安定になり、家計が立ち行かなくなった世帯が急増したことが挙げられる。「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」によれば、2020年5月以降の解雇等見込み労働者数（累積）が98,163人強（うち非正規雇用労働者約45,915人）にのぼった。その業種は、製造業、飲食業、小売業、サービス業が上位を占めた。

2019年全国家計構造調査によれば、1ヶ月間1世帯の「消費支出」に占める「住居費」の割合は、民間貸家の居住者では26.7%にのぼることが示されている。このように、家賃は家計に大きな負担となっており、とりわけ、低所得世帯において、就労機会が奪われ、収入が減少した場合の影響は、非常に大きいものと推察される。

一方、安定した住環境は、健康で文化的な生活を送る上で不可欠の基盤である。東京都内の路上生活者を対象とした調査では、居所なしの状態で行っている人々には、身体的、精神的な健康課題が高頻度で見られることが指摘されている。また、定まった住所がないと、就職の機会を得ることや、生活に必要なサービス利用（口座開設、各種契約等）を困難にし、その結果、生活再建を阻害する深刻な要因になりうる。

新型コロナウイルス感染拡大を経て、多くの人が就労の機会を奪われて無収入や収入減少に直面し、収入の不安定化による生活の急変について広く認識されるようになった。

住居にかかる費用は家計に占める割合が高い。そのため、家賃補助の支給等は、収入が不安定化した状況において生活基盤が脅かされることを防ぐ可能性が高い。住居が確保できることで、健康で文化的な生活が守られ、再就労による生活再建につながる。生活基盤の安定や生活再建への効果を考えると、住居の確保や居住支援の強化は極めて重要である。この機会に、住居確保・居住支援に関する既存の制度がさらに効果的なものとなるよう、課題を整理し、議論を深めていくことが必要である。

中でも「住居確保給付金」は、支給期間が有期の制度である。新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑みて支給延長が行われたものの、給付期間内に収入を得る手段を

得られない世帯に関しては、他の支援施策につなぐ必要がある。そのため、住居確保給付金の受給者属性や支援ニーズ等を明らかにし、その上で、生活再建をより効果的に実現していくための課題を示すことが必要であると考えた。

また、新たな住宅セーフティネット制度については、現状では、利用可能なセーフティネット住宅が不足している等の課題も指摘されている。今後、住宅確保要配慮者に対して、住宅が効果的に提供される制度となるために、どのような課題があるのかを検討する。

こうした現状や課題を受け、下記の 4 点を目的に本調査研究を実施することとした。

①住居確保給付金の受給者像の把握

住居確保給付金の受給者の実態について、「2019 年度の受給者」と「2020 年度の受給者」に分けて、属性（年齢、性別、世帯人員数）、住居確保給付金の受給状況（期間）、就労に関する状況、住居の状況、受給終了後の状況を把握した。また、2020 年度受給者について、「離職・廃業を理由とした受給者」と「休業を理由とした受給者」の特徴を把握した。

さらに、自治体へのヒアリングを通じて生活保護の受給と住居確保給付金の受給の間の質的な差異を把握した。

②住居確保給付金と生活保護の費用対効果比較

本調査で得られた住居確保給付金受給者の就労率と、既存データである生活保護受給者（就労支援事業対象者）の就労率を用いて、両制度の費用対効果を比較し、受給後の就労率が高い住居確保給付金のもつ効果を検討した。

③居住支援の実態と支援対象者の属性の把握

居住支援法人が行うセーフティネット住宅や民間賃貸住宅への入居支援の実態について、法人の活動の概要と、支援を行った個別ケース（生活困窮者等）の詳細を把握した。

④居住支援の強化に向けた課題や必要な施策の提起

住居確保給付金の受給期間が終了した人に対する「受け皿」となる支援、住宅セーフティネット制度の課題、また新しい仕組みが必要と思われる分野等、今後の居住支援に向けて必要と思われる施策を検討した。

第2章 制度概要

各制度の沿革・概要について述べる。

(1) 住居確保給付金

住居確保給付金は、2015年に創設された生活困窮者自立支援制度の必須事業のうちの1つであり、国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって支給を行うものである。

2008年9月のリーマンショックの影響による景気後退に伴う労働市場の悪化により、派遣労働者の雇い止め等が発生し、急増した生活困窮者への対応が必要になったことが導入の背景にある。2009年10月から「住宅手当緊急特別措置事業」として、現在の住居確保給付金の原型となった「住宅手当」の支給が開始された。導入時より、支給要件として、常用就業に向けた就職活動が課されていた。その後2013年に「住宅支援給付事業」に改称され、さらに「住宅支援給付」と名称を変えて支給が継続された。支給要件には変遷があるものの、稼働年齢層を対象とした「労働市場のセーフティネット」という性質を持っている。

(2) 新たな住宅セーフティネット制度

新たな住宅セーフティネット制度は、2017年の住宅セーフティネット法（正式名称：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）改正に伴い、住宅確保要配慮者※の支援に向けて入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）の登録、改修費や家賃・家賃債務保証料の低廉化への支援、居住支援を行う法人の指定等が行われるようになったものである。

背景としては、公営住宅は、住宅セーフティネットの中心的役割を果たすものであるが、人口減少や厳しい行財政事情の下、公営住宅の大幅な増加が見込めない中で、民間の空き家・空き室を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図ることも重要となっていた。2006年の「住生活基本計画（全国計画）」に「住宅セーフティネットの構築」が盛り込まれ、2007年に策定されたのが「住宅セーフティネット法」である。さらに2017年にはセーフティネット住宅の登録制度や居住支援法人の指定等の具体的な仕組みを定める形で改正が行われ、現在の「住宅セーフティネット制度」となっている。

※法律や国土交通省令において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などが定められている。この他、地方公共団体が計画に定めることで追加することができる。低額所得者は、公営住宅法に定める算定方法による月収（政令月収）が15万8千円以下の世帯を指す。子育て世帯は、18歳未満（18歳となった子どもが年度末に至るまで間）の子供がいる世帯を指す。

第3章 住居確保給付金受給者に関する実態調査

2020年10月に実施した「住居確保給付金受給者に関する実態調査」では、①2019年4月～12月に支給決定した者、②2020年5月に支給決定した者の2種類に分けて行った。①は、コロナ禍が始まる前の受給者であり、対象者の要件は「離職・廃業2年以内の者」であった。一方、②はコロナ禍以降の受給者であり、対象者の要件は「離職・廃業2年以内の者」に「給与・収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職・廃業と同等程度の状況にある者」が加えられた。

また、②の2020年5月支給決定者については、受給者を「離職・廃業2年以内の者」と「休業（減収）者」に分けて、それぞれの特徴を明らかにした。

（1）調査① 2019年4月～12月に支給決定した者

2019年4月～12月に支給決定した世帯において、受給世帯の主たる生計維持者は、男性が65.2%、20歳代～30歳代が49.4%であった。また、単身世帯が65.2%であった。さらに、世帯属性としては「その他世帯」（高齢世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯に該当しない世帯）が85.4%と大半を占めていた。（図表6～9）

支給開始時の世帯収入は、15万円以上の者はおらず、無収入者が44.8%と最も多かった。また、10万円未満が75.8%であった。（図表19）

支給開始時の資産額は、単身世帯では1万～5万円が最も多く、44.8%であった。資産額がゼロの者も10.3%いた。また、全世帯の資産額の平均値は81,092円であった。（図表20）

（2）調査② 2020年5月に支給決定した者

受給世帯の主たる生計維持者は、男性が57.3%、20歳代～30歳代が49.5%、単身世帯が62.2%であった。調査①と比較すると、女性の割合が上昇して、男性の割合が7.9ポイント減少した（図表36～38）。

支給開始時の就業状況は「離職」が21.4%、「休業」が77.0%であった。調査①は休業者が対象となっていなかったため、2020年度より新たに支給対象となった休業者が8割弱を占めるようになった（図表42）。

離職・休業前の職業はサービス業が53.8%と最も多く、調査①の19.1%と比較すると2倍以上になった（図表43）。

離職・休業前の世帯収入（1か月当たり）は、単身世帯では15万円以上20万円未満が最も多く、25.9%であった（図表45）。また、支給開始時の世帯収入（1か月当たり）をみると、無収入者は39.5%と、調査①と比べると5.3ポイント減少した（図表46）。

(3) 調査②における「離職・廃業者」と「休業者」との比較

「離職・廃業者」では、支給期間 6 か月が 43.1%、3 か月が 42.0%であり、支給期間が 6 ヶ月と 3 か月の割合がほぼ同じであった。一方、「休業者」では、支給期間 3 か月が 30.5%、6 か月が 57.8%となっており、支給期間が 6 ヶ月の割合が高い (図表 62)。

離職・休業前の職業は、いずれも「サービス業」の割合が最も高かった。しかし、その比率は異なっており、離職・廃業者におけるサービス業の割合が 31.0%に対し、休業者は 60.8%と 2 倍近くに上った (図表 63)。

また、離職・休業前の雇用形態として「自営業者」の割合は、「離職・廃業者」は 3.6%と低い比率であったのに対し、「休業者」では 27.0%と高い (図表 64)。

離職・休業前の世帯収入については、「離職・廃業者」と「休業者」で大きな差はなかった (図表 66)。

一方、支給開始時の世帯収入については、離職・廃業者では 43.8%が無収入だったのに対し、休業者では 27.6%であった。また、離職・廃業者では 1 万円以上 5 万円未満の者の割合が 33.4%だったのに対し、休業者では上記の世帯収入階層の割合が 45.9%と、休業者の方が少額の世帯収入の割合が高い (図表 65)。

第4章 住居確保給付金に関する自治体ヒアリング

自治体ヒアリングでは、2つの自治体にヒアリングを行った。一つの自治体には、住居確保給付金の受給終了後に就労に至った2つの事例を尋ねた。もう一つの自治体には、住居確保給付金と生活保護の使い分けに関して尋ねた。

まず、住居確保給付金の受給後に就労に至ったケースの1例目としては、離婚後に住居を喪失した人が車中泊をしていた。安定した収入がなく、精神的に不安定な状況になっていたため、生活保護の受給を勧めたが、母親に扶養照会が届くことを懸念して生活保護の受給を拒否した。そのため、新たな住居への転居完了を待って住居確保給付金を支給した。本来であれば生活保護受給が妥当なケースであったが、本人の意向により住居確保給付金の受給となった。

もう1件の事例は、行楽地でアルバイトをしていたが、コロナのため休業になり、収入減少となった。住居確保給付金を受給しながら、自力で就職活動を行った。新たな就労先が住み込み就労であったため転居をした。

別の自治体には、生活保護と住居確保給付金の使い分けについて尋ねた。当該自治体においては、働けば収入が得られる状態であるかということだけでなく、家計の逼迫度合い、家賃の滞納期間にも鑑みて、生活保護と住居確保給付金のどちらかを選択した。減収していても、一定の収入があって比較的余裕がある場合には、住居確保給付金で生活再建を目指す。一方、食糧の確保にも困るような場合であれば、稼働能力のある人でも生活保護を支給する場合があるとの回答が得られた。

※要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者には、照会を行わない取扱は可能。2021年2月26日付けの厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡において、そうした事例の例示を「例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等」とした。

第 5 章 住居確保給付金・生活保護の費用対効果分析

住居確保給付金と生活保護の各制度を利用した際の費用対効果分析結果を掲載する。東京都在住の 30 代単身男性 10 名を想定し、支給にかかる費用と (A)、支給終了後に就労した人が納める税・社会保険料、支給終了後に就労できなかった人に支給する生活保護費の比較 (B) を行った。

試算を行ったところ、A (無職者の生活保護費を考慮しない) では、初期費用の回収にかかる期間は、生活保護を受給したパターンでは 4 年で、住居確保給付金では 2 年であった。

B (無職者の生活保護費を考慮する) では、60 歳 (30 年後) 時点でのコストは生活保護を受給したパターンで 1 億 3,981 万円、住居確保給付金を支給したパターンで 4,970 万円であった。

住居確保給付金と生活保護制度において、就労率の差が生じる要因は明らかではない。しかし、(例えば、有期である、資産要件が比較的厳しくないといった) 制度の影響が大きい場合には、生活に困窮した人が生活保護制度の代わりに住居確保給付金制度を利用することにより、就労率が高まり、財政コストが抑えられることが示された。

第6章 居住支援法人による民間賃貸住宅への入居支援実態調査

2021年2月～3月に居住支援法人に対して行った「居住支援法人による民間賃貸住宅への入居支援実態調査」の結果を掲載する。この調査は、居住支援法人の概要や相談支援の内容について記入する「法人調査」と、居住支援法人が支援を行ったケースについて記入する「個別ケース調査」からなる。

・法人調査

回答が得られた居住支援法人の所在地をみると、東京都、大阪府がそれぞれ13.3%、福岡県12.0%の順であった。また、法人種別では、NPO法人38.6%、株式会社20.5%、社会福祉法人16.9%、一般社団法人15.7%の順であった（図表82、83）。

入居先が決定したケースの住居の種類をみると、民間賃貸住宅が84.8%で最も多くなっていた。そのうち、セーフティネット住宅は1.2%であった（図表90）。

居住支援法人の支援対象地域におけるセーフティネット住宅の充足度を尋ねると、「不足している（多少不足している14.5%、全く不足している67.5%の合計）」が、8割超を占めた（図表125）。

また、家賃低廉化・家賃債務保証の対象となるセーフティネット住宅の充足度を尋ねると、「不足している（多少不足している18.1%、全く不足している66.3%の合計）」が、8割強を占めた（図表126）。

さらに、家賃低廉化・家賃債務保証の対象となるセーフティネット住宅の空き状況を尋ねると、「不足している（空き状態にある物件が不足している41.0%、空き状態にある物件がほとんどない39.8%の合計）」が、8割超を占めた（図表127）。

支援対象者が転居する際の費用について必要な支援を尋ねたところ、初期費用の免除44.2%で最も多くなっていた（図表135）。

また、転居時に発生する課題についてみると、「家族、近隣の人等、日常的に見守ってくれる人と離れる」が33.7%、「医療機関・学校等が変わることにより支援対象者に負担がかかる」が32.8%、と高い比率になっていた（図表136）。

・個別ケース調査

支援対象者の世帯属性として挙げられたものは、高齢者が44.4%で最も多く、次いで生活保護受給世帯29.2%、精神障害者25.4%であった（図表137）。具体的な状況として記載があったものは、トラブルやDV被害により住居が安定しないケースや、精神障害者の地域移行・世帯分離で住居確保が必要なケース等も挙げられた。

主たる生活維持者は男性が 57.0%、女性が 38.4%であった（図表 138）。年代は 40 代～60 代が最も多く 27.1%であり、次いで 75 歳以上が 26.4%であった（図表 139）。

世帯人員数は、単身世帯が 81.0%を占めた（図表 140）。

主たる生計維持者の就業状況については 72.5%が無職であった（図表 141）。

世帯収入が無収入である世帯は全体の 3.5%であり、10～15 万円未満が最も多く、42.6%であった（図表 144）。

入居時の収入源は生活保護が 42.6%で最も多く、次いで年金が 33.5%であった（図表 145）。

支援対象者が入居した住宅の家賃は、3～4 万円が 29.2%で最も多く、次いで 4～5 万円であった（図表 150）。

支援対象者の入居した住宅が、「セーフティネット住宅か、または物件探しの段階でセーフティネット住宅を検討したか」を尋ねたところ、「入居先がセーフティネット住宅（登録住宅）である」6.4%「物件探しの段階でセーフティネット住宅を検討した」、13.4%であった。一方、64.4%はセーフティネット住宅への入居・検討はなく、実際の居住支援がセーフティネット住宅ではない民間賃貸住宅を用いて行われていることがわかった（図表 157）。

第 7 章 おわりに：居住支援の強化に向けて

調査から明らかになった生活困窮者の居住支援の課題について「既存の制度の効果・課題」で記載し、新たな仕組みづくりや、今後調査・研究が必要と思われる事項について「今後の居住支援の強化に向けて」で提言を行った。

・住居確保給付金制度が果たしている役割

(1) 生活保護より入りやすいセーフティネット機能の提供

自治体ヒアリングの結果から（第 4 章）、住居確保給付金制度は、受給者側からみると、扶養照会がなく、心理的負担が比較的軽い、利用しやすい制度である。また行政側からみると、食糧の確保に窮するような逼迫したケースは生活保護制度の対象、生活再建への余力があるケースは住居確保給付金制度の対象とする等、ケースに応じて使い分けを行っている可能性があることが示唆された。

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援制度の中の一事業である。受給にあたって自立相談支援機関に相談をすること、就労支援を利用することが必須条件となっている（2020 年度の一時期を除く）。また、受給期間が有期であることも一因となって、生活保護と比較して、受給者が労働市場に再び参入しやす

い特徴を持っているといえる。生活保護制度とは別に、住居確保給付金制度が、「入りやすく・出やすい」セーフティネット機能を提供していることは、生活困窮者の就労や生活再建を促す上で有意義であるといえる。

(2) 自営業者に対するセーフティネットの強化

2020年5月より、住居確保給付金の支給要件が、①「離職・廃業後2年以内である場合」に加え、②「個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合」も含めることとされた。

今回の調査結果から(第3章)、2020年5月支給決定者では、休業者が77.6%を占めており、そのうち27.0%が自営業者であった。自営業者は、基本的に雇用保険に加入することができず、失業給付が受けられない。自営業を廃業し、被雇用者として再就職を目指す場合には職業訓練受講給付金を受給することができるが、減収・休業の場合には受給できず、自営業者に対するセーフティネットは脆弱であったともいえる。

今般、住居確保給付金の支給対象を休業者まで拡大したことによって、休業・減収に直面した自営業者に対する支援体制の整備が進んだといえる。

・住居確保給付金制度の課題

(1) 住居確保給付金支給終了後の「受け皿」の必要性

住居確保給付金制度は、有期の制度(2020年度中の申請者では最長12か月、以前は9か月)であり、その間に就業につながらなかった受給者に関しては、本来、生活保護制度等の他の支援につなぐ必要がある。この点、本調査の結果から(第3章)、住居確保給付金の受給終了時点で、就業もしくは生活保護受給のいずれにもつながらないままのケースは、2020年5月支給決定者のうち14.7%(離職・廃業者の23.9%、休業者の9.8%)にのぼった。今後、住居確保給付金の受給終了時点において、就業あるいは生活保護受給につながっていないケースが、どのような生活実態にあるのかを調査し、効果的な支援のあり方を検討する必要があるといえる。

住居確保給付金の受給期間終了後、就業・生活保護につながらない場合には、自立相談支援機関による相談に確実につなげるといったことが今後の支援策として考えられる。

また、受け皿となる新たな支援の仕組みについて、検討することも必要であろう。既存の住宅セーフティネット制度は賃借人の負担軽減につながる施策を有するが、原則として新規入居を前提としており、住居確保給付金受給終了後に経済的困窮が続いている状態の人は、転居時にかかる費用を捻出できず利用

しにくいことが想定される。今後、現在の住居への居住継続を前提とした場合にも住宅セーフティネット制度を活用できるような是正措置の検討が必要ではないか。

(2) 資産をほとんど有さない受給者の実態（適切なタイミングでの支給開始に向けた対策強化の必要性）

住居確保給付金制度における資産要件は、生活保護制度よりも収入・資産額が緩やかに設定されている。しかしながら、本調査の結果から（第3章）、2020年5月支給決定者の世帯資産額は、1万円以上5万円未満が最も多いことが示された。つまり、住居確保給付金の受給者の多くが、資産をほとんど持たず、生活保護の資産要件にあてはまるレベルに至ってから受給を開始している実態が明らかになった。

住居確保給付金が、生活保護よりも、受給しやすい制度として活用されている例（第4章）はあるものの、住居確保給付金は、本来、生活保護受給要件より手前の、資産をある程度有している段階で受給し、早期の生活再建・就労支援を目指すという趣旨をもつ。資産をほとんど失ってから受給するケースが多いことは、制度の趣旨からは乖離しているといえよう。

生活再建をよりスムーズに実現するために、早期に住居確保給付金制度・相談機関等につなげ、住居確保給付金を適切なタイミングで受給するための対応策の強化が求められているといえる。その一案としては、情報発信を一層強化することや、各種相談窓口の連携等が考えられる。

・住宅セーフティネット制度の運用状況

(1) 居住支援法人による入居相談実績のばらつきの大きさ

居住支援法人を対象とした本調査の結果から（第6章）、1法人当たりの2019年度の入居相談受付・実施件数をみると、平均79.1件、中央値が17.5件、標準偏差177.7件と、法人間の実績は、ばらつきが大きいことが示唆された。

所在地や当該地域の人口規模、都市化度合いにより、居住支援の需要には、大きな差があることが想定される。そうした中においても、法人の種類によらず、地域の居住支援に関する相談ニーズに対応できているかどうかについて検討の余地があると考えられる。

(2) セーフティネット住宅への低い入居実績

(1)で示した、居住支援法人当たりの入居相談受付・実施件数のうち、入居が決定した件数は、平均26.1件、中央値4.5件、標準偏差65.7件である。入居先の決定割合の平均値は、3割であった。

さらに、入居が決定した世帯の入居先のうち民間賃貸住宅は84.8%を占めた。そのうち、セーフティネット住宅であった割合は、1.2%と非常に限られ、残りの98.9%はセーフティネット住宅ではない民間賃貸住宅であった。セーフティネット住宅が住宅確保要配慮者の受け皿となっていない実態がうかがわれた

(3) セーフティネット住宅への低い入居実績

居住支援法人を対象とした本調査の結果から、入居相談を行った世帯属性としては、高齢者、精神障害者、低所得世帯、生活保護受給世帯の順に多くなっていた。

これらの属性より、住居確保のみならず、継続的な生活支援ニーズを有する世帯に対し支援を行っている実態が示唆された。

なお、矯正施設退所者に対する入居相談の実績もみられ、今後、さらに本人、関係機関への情報発信が強化されることが期待される。

・住宅セーフティネット制度の課題

(1) 需要にもとづく計画的な登録戸数の確保

本調査の結果から（第6章）、セーフティネット住宅全体について「登録戸数が全く不足している」と回答した居住支援法人は7割にのぼる。また、セーフティネット住宅のうち家賃低廉化・家賃債務保証の対象となるセーフティネット住宅についても「登録戸数が全く不足している」との意見が60%台後半に上り、登録戸数を増やす必要があることが示された。

また、家賃低廉化・家賃債務保証の対象となるセーフティネット住宅については、「空き状態にある物件が不足している」41.0%、「空き状態にある物件がほとんどない」39.8%と、大半の地域で物件が不足している状態にあることが示唆された。

このことから、今後、各地域の需要を想定した、必要登録戸数の設定を行った上で、セーフティネット住宅の登録戸数を、計画的に増やすための取組を進めることが期待される。

また、住宅確保要配慮者のうち、生活困窮に陥っている住宅確保要配慮者では、セーフティネット住宅（登録住宅）の家賃低廉化制度を利用し、生活再建を目指すことが考えられる。そのためには、当該世帯の所得水準で支払い可能な家賃帯の登録住宅が確保されることが期待される。

(2) 生活支援ニーズへの対応力の強化

本調査の結果から（第6章）、居住支援を行った生活困窮者等の個別ケースを対象に、生活支援の実施状況をみると、80%以上のケースにおいて何らかの生活支援が行われていた。具体的な支援内容としては、「見守り・声掛け」76.8%が最も多く、「行政手続き」35.2%、「食事・買い物の支援」、「医療機関の受診支援」がそれぞれ16.2%、「家内清掃」13.4%、「金銭管理・支払い管理」13.0%、「居場所への参加」12.0%であった。

これらの点から、居住支援法人は、住宅の確保に留まらず、入居後の生活支援全般に関わる、多様な支援を提供していることが示された。

なお、居住支援法人による生活支援は、法人独自による法制度によらない持ち出しによるものが少なくないことが推測される。実際、居住支援法人が挙げた「居住支援を行う上での課題」に関する意見からは、活動継続のための人員・資金確保の難しさがうかがわれた。

これらの点から、見守り、居場所の提供、訪問や同行支援等、入居後の支援生活支援を行う居住支援法人に対しては、安定的、継続的に必要な生活支援が提供できるよう、効果的な助成制度のあり方を検討することも必要であろう。

(3) 家主に対するインセンティブの強化

本調査の結果から（第6章）、居住支援法人が指摘した、セーフティネット住宅（登録住宅）制度の課題として、「家主へのインセンティブが不足している」12.5%が指摘された（前述の結果参照）。

また、家主が住宅確保要配慮者に賃貸住宅を提供するインセンティブとして必要なものとしては、「家賃補助」、「家賃の保証」が、家主にとって必要な支援・対応としては、「入居後の見守り・安否確認」、「入居者が死亡した際の対応」、「入居者がトラブルを起こし際の対応」、「入居後の生活支援・金銭管理」の比率が高い。

さらに、いくつかの自治体では、住宅セーフティネット制度（登録住宅）の入居対象を、子育て世帯、Iターン、Uターン希望者に限定する等、定住人口の増加、地域コミュニティの強化、ひいては地域経済の振興の一環と位置付け、運用している実例がある。

公営住宅の大幅な増加が見込めない中で、空き家・空き室の増大により、個人等の資産である民間賃貸住宅を社会課題の解決に資するものとして活用するニーズは、今後さらに高まるものと考えられる。健全な民間市場を守りながら、家主へのインセンティブとなる家賃に対する経済的な支援のあり方、入居

後のトラブル発生を回避できる支援策について、さらに検討していくことが求められていると考える。

(4) 新規入居を前提とした制度設計によるハードルの考慮

現行の制度では、家賃低廉化補助対象のセーフティネット住宅は新規入居を前提としており、原則として入居者を公募することが定められている^{*}。しかし、住宅確保要配慮者のうち低所得者については、転居にかかる初期費用等を準備するのが難しいことが想定され、今回の調査においても、自由記載欄で初期費用を捻出する難しさに関する記述がみられた。

低所得者については、新規入居のハードルを考慮し、初期費用の援助を行う施策等が必要ではないか。また、長期的には、現在の住居への居住継続を前提とした場合にも家賃低廉化を利用できるような制度の見直しを行うことも考えられる。

※なお、令和2年12月より、他の入居者の入居を阻害しないと認められるなど、一定の場合には、公募することなく、家賃低廉化支援を行うことが可能となっている。

参照図表

報告概要 p 4

図表 6 主たる生計維持者の性別 (n=89)

1.男性	58	65.2%
2.女性	31	34.8%
無回答	0	0.0%

【主たる生計維持者・性別】

※住居確保給付金は世帯に対して支給されるため、受給者の属性を調査する際には、世帯の主たる生計維持者について尋ねた。以下、属性については同様に主たる生計維持者についてみる。主たる生計維持者の性別をみると、「男性」が65.2%、「女性」34.8%であった。

図表 7 主たる生計維持者の年代 (n=89)

10代	0	0.0%
20代~30代	44	49.4%
40代~64歳	45	50.6%

【主たる生計維持者・年代】

主たる生計維持者の年代をみると、「20代~30代」が49.4%、「40代~64歳」50.6%であった。

図表 8 世帯人員数 (n=89)

単身世帯	58	65.2%
2人世帯	16	18.0%
3人以上世帯	15	16.9%
無回答	0	0.0%

【世帯人員数】

世帯人員数をみると、「単身世帯」が65.2%、「2人世帯」18.0%、「3人以上世帯」16.9%であった。

図表 9 世帯の種類 (n=89)

高齢者世帯	1	1.1%
母子世帯	9	10.1%
障害者世帯	2	2.2%
傷病者世帯	1	1.1%
その他の世帯	76	85.4%
無回答	0	0.0%

【世帯の種類】

世帯の種類をみると、「高齢者世帯」が1.1%、「母子世帯」10.1%、「障害者世帯」2.2%、「傷病者世帯」1.1%、「その他の世帯」85.4%であった。

図表 19 世帯人員別・世帯収入／月（支給開始時）（n=89）

	単身世帯		2人世帯		3人以上世帯	
0円（無収入）	26	44.8%	4	25.0%	2	13.3%
1円以上5万円未満	8	13.8%	3	18.8%	4	26.7%
5～10万円未満	10	17.2%	5	31.3%	3	20.0%
10～15万円未満	3	5.2%	2	12.5%	1	6.7%
15～20万円未満	0	0.0%	0	0.0%	3	20.0%
20万円以上	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%
無回答	11	19.0%	2	12.5%	0	0.0%
合計	58	100.0%	16	100.0%	15	100.0%

	合計	
0円（無収入）	32	36.0%
1円以上5万円未満	15	16.9%
5～10万円未満	18	20.2%
10～15万円未満	6	6.7%
15～20万円未満	3	3.4%
20万円以上	2	2.2%
無回答	13	14.6%
合計	89	100.0%

【世帯収入（支給開始時）】

支給開始時の世帯人員別の世帯収入（1か月当たり）についてみると、単身世帯では、「0円（無収入）」が44.8%で最も多く、「5～10万円未満」17.2%、「1円以上5万円未満」13.8%の順であった。なお、「無回答」が19.0%みられた。

2人世帯では「5～10万円未満」31.3%、3人以上世帯は「1円以上5万円未満」が26.7%で最も多かった。

図表 20 世帯の資産（支給開始時）（n=89）

	単身世帯		2人世帯		3人以上世帯	
0円	6	10.3%	0	0.0%	2	13.3%
1円～5万円未満	26	44.8%	8	50.0%	5	33.3%
5～10万円未満	3	5.2%	1	6.3%	3	20.0%
10～15万円未満	2	3.4%	1	6.3%	2	13.3%
15～20万円未満	3	5.2%	2	12.5%	0	0.0%
20～25万円未満	1	1.7%	2	12.5%	2	13.3%
25～30万円未満	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%
30～35万円未満	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
35万円以上	5	8.6%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	11	19.0%	2	12.5%	0	0.0%
合計	58	100.0%	16	100.0%	15	100.0%

	合計	
0円	8	9.0%
1円～5万円未満	39	43.8%
5～10万円未満	7	7.9%
10～15万円未満	5	5.6%
15～20万円未満	5	5.6%
20～25万円未満	5	5.6%
25～30万円未満	1	1.1%
30～35万円未満	1	1.1%
35万円以上	5	5.6%
無回答	13	14.6%
合計	89	100.0%

【世帯の資産額（支給開始時）】

支給開始時の世帯の資産額についてみると、単身世帯では、「1円～5万円未満」44.8%が最も多くなっていた。なお、「無回答」が19.0%みられた。

2人世帯、3人世帯においても、「1円～5万円未満」がそれぞれ、50.0%、33.3%で最も多くなっていた。

1人世帯の資産額の平均値は、81,092円（中央値17,868円）であった。

図表 36 主たる生計維持者の性別（n=1,267）

1.男性	726	57.3%
2.女性	537	42.4%
無回答	4	0.3%

【主たる生計維持者・性別】

主たる生計維持者の性別についてみると、「男性」は57.3%、「女性」が42.4%であった。

図表 37 主たる生計維持者の年代（n=1,267）

10代	4	0.3%
20代～30代	627	49.5%
40代～64歳	560	44.2%
65歳～74歳	63	5.0%
75歳以上	6	0.5%
無回答	7	0.6%

【主たる生計維持者・年代】

主たる生計維持者の年生をみると、「10代」は0.3%、「20代～30代」49.5%、「40代～64歳」44.2%、「65歳～74歳」5.0%、「75歳以上」0.5%であった。

図表 38 世帯人員数（n=1,267）

単身世帯	788	62.2%
2人世帯	236	18.6%
3人以上世帯	233	18.4%
無回答	10	0.8%

【世帯人員数】

世帯人員数をみると、「単身世帯」は62.2%、「2人世帯」18.6%、「3人以上世帯」18.4%であった。

図表 42 主たる生計維持者の就業状況（支給開始時）（n=1,267）

1.離職	271	21.4%
2.廃業2年以内	10	0.8%
3.休職等に伴う収入減少	976	77.0%
4.その他	5	0.4%
無回答	5	0.4%

【主たる生計維持者の就業状況（支給開始時）】

支給開始時の主たる生計維持者の就業状況についてみると、「休職等に伴う収入減少」77.0%、「離職」が21.4%を占めた。

図表 43 主たる生計維持者の職業（離職・休業前）（n=1,267）

1.管理的職業	6	0.5%
2.専門的・技術的職業	132	10.4%
3.事務的職業	47	3.7%
4.販売の職業	96	7.6%
5.サービスの職業	682	53.8%
6.保安の職業	10	0.8%
7.農林漁業の職業	1	0.1%
8.生産工程の職業	18	1.4%
9.輸送・機械運転の職業	23	1.8%
10.建設・採掘の職業	32	2.5%
11.運搬・清掃・包装等の職業	35	2.8%
12.その他	27	2.1%
無回答	158	12.5%

【主たる生計維持者の職業（離職・休業前）】

離職・休業前の主たる生計維持者の職業についてみると、「サービス業」53.8%、「専門・技術的職業」10.4%の順であった。

図表 45 世帯人員別・世帯収入／月（離職・休業前）（n=1,267）

	単身世帯		2人世帯		3人以上世帯	
0円（無収入）	5	0.6%	4	1.7%	1	0.4%
1円以上5万円未満	22	2.8%	4	1.7%	4	1.7%
5～10万円未満	60	7.6%	7	3.0%	8	3.4%
10～15万円未満	135	17.1%	24	10.2%	11	4.7%
15～20万円未満	204	25.9%	42	17.8%	31	13.3%
20～25万円未満	115	14.6%	51	21.6%	35	15.0%
25～30万円未満	63	8.0%	29	12.3%	19	8.2%
30～35万円未満	28	3.6%	18	7.6%	34	14.6%
35万円以上	30	3.8%	19	8.1%	50	21.5%
無回答	126	16.0%	38	16.1%	40	17.2%
合計	788	100.0%	236	100.0%	233	100.0%

	無回答		合計	
0円（無収入）	0	0.0%	10	0.8%
1円以上5万円未満	0	0.0%	30	2.4%
5～10万円未満	0	0.0%	75	5.9%
10～15万円未満	1	10.0%	171	13.5%
15～20万円未満	0	0.0%	277	21.9%
20～25万円未満	0	0.0%	201	15.9%
25～30万円未満	1	10.0%	112	8.8%
30～35万円未満	1	10.0%	81	6.4%
35万円以上	2	20.0%	101	8.0%
無回答	5	50.0%	209	16.5%
合計	10	100.0%	1267	100.0%

【世帯収入（離職・休業前）】

離職・休業前の世帯人員別の世帯収入についてみると、単身世帯は、「15～20万円未満」25.9%、「10～15万円未満」17.1%、「20～25万円未満」14.6%の順であった。

2人世帯では、「20～25万円未満」21.6%、「15～20万円未満」17.8%、3人以上世帯は、「35万円以上」21.5%、「20～25万円未満」15.0%、「30～35万円未満」14.6%の順であった。

図表 46 世帯人員別・世帯収入／月（支給開始時）（n=1,267）

	単身世帯		2人世帯		3人以上世帯	
0円（無収入）	311	39.5%	55	23.3%	28	12.0%
1円以上5万円未満	153	19.4%	37	15.7%	36	15.5%
5～10万円未満	201	25.5%	65	27.5%	50	21.5%
10～15万円未満	33	4.2%	51	21.6%	37	15.9%
15～20万円未満	2	0.3%	7	3.0%	40	17.2%
20～25万円未満	0	0.0%	0	0.0%	16	6.9%
25万円以上	0	0.0%	1	0.4%	4	1.7%
無回答	88	11.2%	20	8.5%	22	9.4%
合計	788	100.0%	236	100.0%	233	100.0%

	無回答		合計	
0円（無収入）	1	10.0%	395	31.2%
1円以上5万円未満	1	10.0%	227	17.9%
5～10万円未満	2	20.0%	318	25.1%
10～15万円未満	1	10.0%	122	9.6%
15～20万円未満	1	10.0%	50	3.9%
20～25万円未満	0	0.0%	16	1.3%
25万円以上	0	0.0%	5	0.4%
無回答	4	40.0%	134	10.6%
合計	10	100.0%	1267	100.0%

【世帯収入（支給開始時）】

支給開始時の世帯人員別の世帯収入についてみると、単身世帯は、「0円（無収入）」が39.5%、「5～10万円未満」25.5%の順であった。2人世帯では、「5～10万円未満」27.5%、「0円（無収入）」23.3%、3人以上世帯は、「5～10万円未満」21.5%、「15～20万円未満」17.2%、「10～15万円未満」15.9%、「1円～5万円未満」15.5%の順であった。

図表 62 支給期間

	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者
調査数	1257	281	976	100.0%	100.0%	100.0%
1か月	14	6	8	1.1%	2.1%	0.8%
2か月	60	19	41	4.8%	6.8%	4.2%
3か月	416	118	298	33.1%	42.0%	30.5%
4か月	11	3	8	0.9%	1.1%	0.8%
5か月	57	12	45	4.5%	4.3%	4.6%
6か月	685	121	564	54.5%	43.1%	57.8%
7か月	2	0	2	0.2%	0.0%	0.2%
8か月	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
9か月	11	2	9	0.9%	0.7%	0.9%
無回答	1	0	1	0.1%	0.0%	0.1%

【支給期間(10月1日現在の受給状況で「1.受給中」を含む)】

離職・廃業者では、支給期間が6か月(43.1%)と3か月(42.0%)がほぼ変わらなかったが、休業者では3か月で受給を終了する割合が30.5%である一方、6か月の割合が57.8%と高かった。

図表 63 主たる生計維持者の職業 (離職・休業前)

	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者
調査数	1257	281	976	100.0%	100.0%	100.0%
1.管理的職業	6	1	5	0.5%	0.4%	0.5%
2.専門的・技術的職業	132	36	96	10.5%	12.8%	9.8%
3.事務的職業	46	29	17	3.7%	10.3%	1.7%
4.販売の職業	96	31	65	7.6%	11.0%	6.7%
5.サービスの職業	680	87	593	54.1%	31.0%	60.8%
6.保安の職業	10	1	9	0.8%	0.4%	0.9%
7.農林漁業の職業	1	1	0	0.1%	0.4%	0.0%
8.生産工程の職業	18	11	7	1.4%	3.9%	0.7%
9.輸送・機械運転の職業	23	6	17	1.8%	2.1%	1.7%
10.建設・採掘の職業	32	8	24	2.5%	2.8%	2.5%
11.運搬・清掃・包装等の職業	33	12	21	2.6%	4.3%	2.2%
12.その他	26	7	19	2.1%	2.5%	1.9%
無回答	154	51	103	12.3%	18.1%	10.6%

【主たる生計維持者の職業 (離職・休業前)】

主たる生計維持者・支給前の職業では、「サービス業」で離職・廃業者と休業者の差が大きく、離職・廃業者の31.0%であるのに対し、休業者では60.8%であった。

図表 64 主たる生計維持者の勤務形態 (離職・休業前)

	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者
調査数	1257	281	976	100.0%	100.0%	100.0%
1.正規の職員・従業員	257	81	176	20.4%	28.8%	18.0%
2.パート・アルバイト	447	96	351	35.6%	34.2%	36.0%
3.労働者派遣事業所の派遣社員	69	33	36	5.5%	11.7%	3.7%
4.契約社員・嘱託	40	13	27	3.2%	4.6%	2.8%
5.自営	274	10	264	21.8%	3.6%	27.0%
6.その他	9	1	8	0.7%	0.4%	0.8%
無回答	161	47	114	12.8%	16.7%	11.7%

【主たる生計維持者の勤務形態 (離職・休業前)】

勤務形態としては、離職・廃業者、休業者ともに「パート・アルバイト」が多く、離職・廃業者で34.2%、休業者で36.0%であったが、差が大きかった勤務形態は自営業で、離職・廃業者で3.6%であるのに対し、休業者で27.0%であった。

図表 65 世帯収入／月（支給開始時） 単位:円

	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者
調査数	1127	244	883
平均値	50,294	38,839	53,459
標準偏差	55,227	54,255	55,104
中央値	39,429	0	45,000
最小値	0	0	0
最大値	290,000	265,210	290,000

	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者
調査数	1257	281	976	100.0%	100.0%	100.0%
0円（無収入）	392	123	269	31.2%	43.8%	27.6%
1円以上5万円未満	226	36	190	18.0%	12.8%	19.5%
5～10万円未満	316	58	258	25.1%	20.6%	26.4%
10～15万円未満	122	15	107	9.7%	5.3%	11.0%
15～20万円未満	50	6	44	4.0%	2.1%	4.5%
20～25万円未満	16	4	12	1.3%	1.4%	1.2%
25万円以上	5	2	3	0.4%	0.7%	0.3%
無回答	130	37	93	10.3%	13.2%	9.5%

【世帯収入（支給開始時）】

離職・廃業者、休業者ともに「0円（無収入）」との回答が最も多かったが、離職・廃業者が43.8%であったのに対し、休業者は27.6%と少なかった。

図表 66 世帯収入／月（離職・休業前） 単位:円

	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者
調査数	1053	233	820
平均値	208,993	200,463	211,417
標準偏差	118,842	111,071	120,913
中央値	190,000	182,000	192,400
最小値	0	0	0
最大値	1,193,000	1,193,000	1,051,490

	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者	00_全体	01_離職・廃業者	02_休業者
調査数	1257	281	976	100.0%	100.0%	100.0%
0円（無収入）	10	3	7	0.8%	1.1%	0.7%
1円以上5万円未満	30	5	25	2.4%	1.8%	2.6%
5～10万円未満	75	16	59	6.0%	5.7%	6.0%
10～15万円未満	169	37	132	13.4%	13.2%	13.5%
15～20万円未満	274	72	202	21.8%	25.6%	20.7%
20～25万円未満	201	40	161	16.0%	14.2%	16.5%
25～30万円未満	112	32	80	8.9%	11.4%	8.2%
30～35万円未満	81	15	66	6.4%	5.3%	6.8%
35万円以上	101	13	88	8.0%	4.6%	9.0%
無回答	204	48	156	16.2%	17.1%	16.0%

【世帯収入（離職・休業前）】

離職・廃業者、休業者ともに15～20万円未満が最も多かった（離職・廃業者で25.6%、休業者で20.7%）。また、20万円以上の者の割合を見ると、離職・廃業者は35.5%、休業者は40.5%であった。

図表 82 団体・法人所在地 (n=83)

北海道	6	7.2%
青森県	1	1.2%
岩手県	0	0.0%
宮城県	2	2.4%
秋田県	0	0.0%
山形県	0	0.0%
福島県	1	1.2%
茨城県	0	0.0%
栃木県	0	0.0%
群馬県	1	1.2%
埼玉県	1	1.2%
千葉県	4	4.8%
東京都	11	13.3%
神奈川県	2	2.4%
新潟県	0	0.0%
富山県	1	1.2%
石川県	1	1.2%
福井県	1	1.2%
山梨県	0	0.0%
長野県	0	0.0%
岐阜県	1	1.2%
静岡県	1	1.2%
愛知県	6	7.2%
三重県	0	0.0%
滋賀県	1	1.2%
京都府	2	2.4%
大阪府	11	13.3%
兵庫県	4	4.8%
奈良県	1	1.2%
和歌山県	0	0.0%
鳥取県	0	0.0%
島根県	1	1.2%
岡山県	0	0.0%
広島県	1	1.2%
山口県	0	0.0%
徳島県	0	0.0%
香川県	1	1.2%
愛媛県	0	0.0%
高知県	1	1.2%
福岡県	10	12.0%
佐賀県	0	0.0%
長崎県	1	1.2%
熊本県	6	7.2%
大分県	1	1.2%
宮崎県	1	1.2%
鹿児島県	1	1.2%
沖縄県	0	0.0%
無回答	0	0.0%

【団体・法人所在地】

回答した居住支援法人の所在地は、東京都・大阪府が最も多くそれぞれ 13.3%であった。その他は、福岡県 12.0%に次いで北海道、愛知県、熊本県 7.2%が多かった。

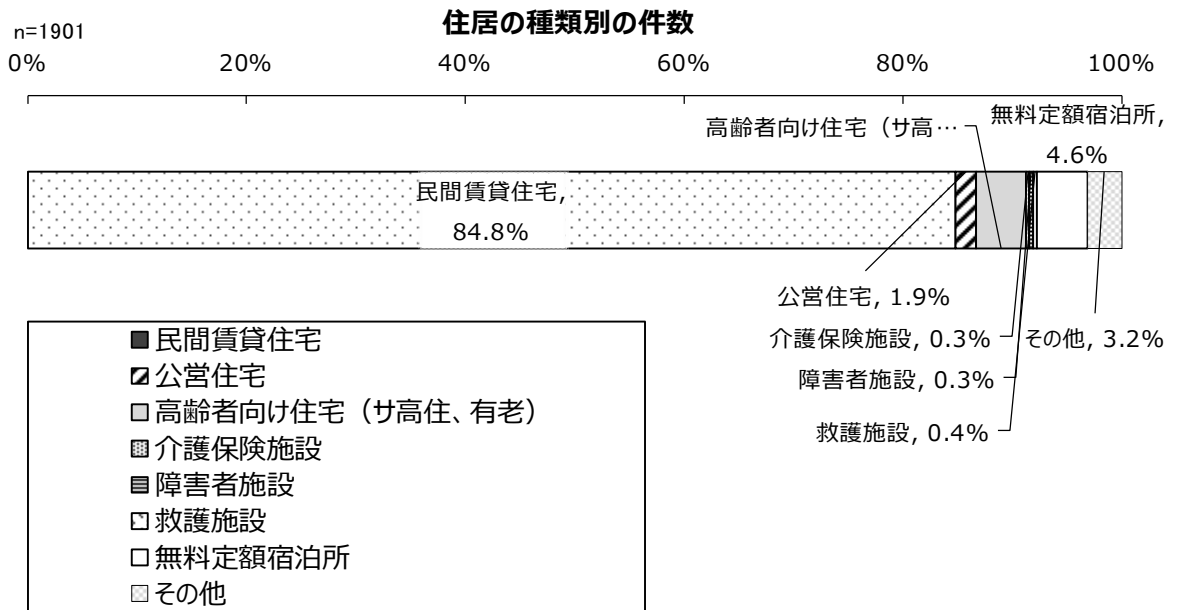
図表 83 法人の種類 (n=83)

NPO法人	32	38.6%
一般社団法人	13	15.7%
一般財団法人	0	0.0%
公益社団法人	1	1.2%
財団法人	1	1.2%
社会福祉法人	14	16.9%
株式会社	17	20.5%
その他	5	6.0%
無回答	0	0.0%

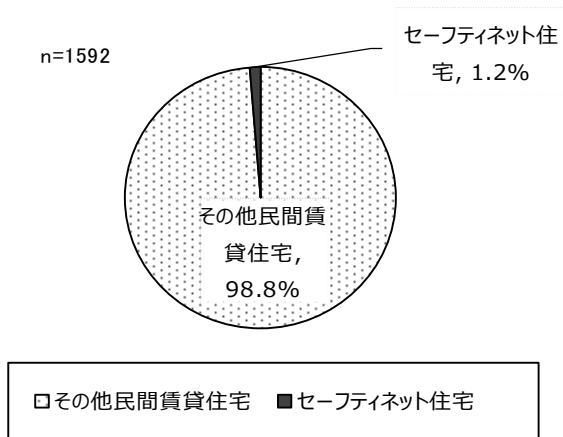
【法人の種類】

法人の種類で最も多かったものは NPO 法人で 38.6%、次いで株式会社が 20.5%、社会福祉法人が 16.9%、一般社団法人が 15.7%であった。

図表 90 入居先の住居種類別件数（2019年度）（n=72）



民間賃貸住宅のうちセーフティネット住宅



【入居先の住居種類別件数】

入居先の住居種類としては、民間賃貸住宅が84.8%と大半を占めた。そのうち、セーフティネット住宅は1.2%で、他は全てその他民間賃貸住宅であった。

図表 125 セーフティネット住宅の登録戸数の充足度

	件数	割合
全体	83	100.0%
十分に登録されている	2	2.4%
ある程度登録されている	11	13.3%
登録戸数が多少不足している	12	14.5%
登録戸数が全く不足している	56	67.5%
無回答	2	2.4%

図表 126 家賃低廉化・家賃債務保証の対象となるセーフティネット住宅の充足度

	件数	割合
全体	83	100.0%
十分に登録されている	0	0.0%
ある程度登録されている	9	10.8%
登録戸数が多少不足している	15	18.1%
登録戸数が全く不足している	55	66.3%
無回答	4	4.8%

【セーフティネット住宅の充足度】

セーフティネット住宅の充足度については、登録戸数は**67.5%**の居住支援法人が「登録戸数が全く不足している」と回答しており、家賃低廉化・家賃債務保証の対象となるセーフティネット住宅についても**66.3%**が「登録戸数が全く不足している」と回答した。

図表 135 転居を行う際の費用について、必要な支援（複数回答）

	件数	点数	割合
全体	83	493	100.0%
初期費用の融資	50	145	29.4%
初期費用の負担軽減	43	123	24.9%
初期費用の免除	62	218	44.2%
その他	3	7	1.4%
無回答	7	-	-

【支援対象者の転居について】

「転居を行う際の費用について必要な支援」としては、「初期費用の免除」が最も多く**44.2%**で、次いで「初期費用の融資」が**29.4%**であった。

また、「支援対象者の転居に伴って起こる課題」としては「家族・近隣の人等、日常的に見守ってくれる人と離れる」(**33.7%**)、「医療機関・学校等が変わることにより支援対象者に負担がかかる」(**32.8%**)が多かった。

図表 136 支援対象者の転居に伴って起こる課題（複数回答）

	件数	点数	割合
全体	83	685	100.0%
医療機関・学校等が変わることにより支援対象者に負担がかかる	55	225	32.8%
家族・近隣の人等、日常的に見守ってくれる人と離れる	58	231	33.7%
転居先の行政との情報連携ができず、支援が途切れる	34	119	17.4%
貴法人の支援対象地域から外れる	26	78	11.4%
その他	9	32	4.7%
無回答	7	-	-

図表 137 世帯の属性（複数回答）

	件数	割合
全体	284	100.0%
高齢者	126	44.4%
身体障害者	18	6.3%
知的障害者	17	6.0%
精神障害者	72	25.4%
傷病者	6	2.1%
子育て世帯	18	6.3%
外国人	7	2.5%
DV被害者	11	3.9%
ひとり親世帯	16	5.6%
生活保護受給世帯	83	29.2%
低所得世帯	55	19.4%
被災者	4	1.4%
犯罪被害者	0	0.0%
児童養護施設退所者	7	2.5%
矯正施設退所者	17	6.0%
ホームレス	15	5.3%
その他	16	5.6%
無回答	5	1.8%

【世帯の属性】

支援対象者の世帯属性として挙げられたものは、高齢者が**44.4%**で最も多く、次いで生活保護受給世帯**29.2%**、精神障害者**25.4%**であった。

報告概要 p 9

図表 138 主たる生計維持者の性別

	件数	割合
全体	284	100.0%
男	162	57.0%
女	109	38.4%
無回答	13	4.6%

【主たる生計維持者の性別】

主たる生活維持者は男性が**57.0%**、女性が**38.4%**であった。

図表 139 主たる生計維持者の年代

	件数	割合
全体	284	100.0%
10代	5	1.8%
20代～30代	57	20.1%
40代～64歳	77	27.1%
65歳～74歳	56	19.7%
75歳以上	75	26.4%
無回答	14	4.9%

【主たる生計維持者の年代】

主たる生活維持者の年代は**40代～64歳**が**27.1%**と最も多く、次いで**75歳以上**が**26.4%**、**20代～30代**が**20.1%**、**65歳～74歳**が**19.7%**の順に多かった。

図表 140 世帯人員数

	件数	割合
全体	284	100.0%
1人	230	81.0%
2人	24	8.5%
3人	9	3.2%
4人	3	1.1%
5人以上	3	1.1%
無回答	15	5.3%

【世帯人員数】

世帯人員数は単身世帯が最も多く 81.0%で、次いで 2 人世帯が 8.5%、3 人世帯が 3.2%であった。

図表 141 主たる生計維持者の就業状況

	件数	割合
全体	284	100.0%
就業者	64	22.5%
無職	206	72.5%
無回答	14	4.9%

【主たる生計維持者の就業状況】

主たる生計維持者の就業状況としては、7 割以上が無職(72.5%)であった。

図表 144 世帯収入 単位：円

	件数
全体	222
平均値	123,185
標準偏差	65,086
中央値	120,000
最小値	0
最大値	500,000

	件数	割合
全体	284	100.0%
0円	10	3.5%
5万円未満	4	1.4%
5～10万円未満	36	12.7%
10～15万円未満	121	42.6%
15～20万円未満	33	11.6%
20～25万円未満	7	2.5%
25～30万円未満	6	2.1%
30万円以上	5	1.8%
無回答	62	21.8%

【世帯収入】

世帯収入の平均値は 123,185 円で、階級別にみると、「10～15 万円未満」が 42.6%と半数近くを占めた。

図表 145 収入源（入居時）（複数回答）

	件数	割合
全体	284	100.0%
就労	58	20.4%
年金	95	33.5%
貯蓄	41	14.4%
配当・利子・賃貸料	0	0.0%
仕送り	11	3.9%
生活保護	130	45.8%
住居確保給付金	2	0.7%
その他	21	7.4%
無回答	25	8.8%

【収入源（入居時）】

収入源としては生活保護が最も多く 45.8%で、次いで年金が 33.5%であった。

図表 150 家賃、共益費・管理費 単位：円

【家賃】

全体	214
平均値	39,610
標準偏差	13,050
中央値	37,000
最小値	12,800
最大値	116,000

	件数	割合
全体	284	100.0%
0円	0	0.0%
2万円未満	7	2.5%
2~3万円未満	29	10.2%
3~4万円未満	83	29.2%
4~5万円未満	51	18.0%
5~6万円未満	33	11.6%
6~7万円未満	4	1.4%
7~8万円未満	4	1.4%
8万円以上	3	1.1%
無回答	70	24.6%

【共益費・管理費】

全体	164
平均値	3,463
標準偏差	5,042
中央値	2,000
最小値	0
最大値	30,000

	件数	割合
全体	284	100.0%
0円	51	18.0%
2千円未満	8	2.8%
2~4千円未満	57	20.1%
4~6千円未満	28	9.9%
6~8千円未満	5	1.8%
8~1万円未満	3	1.1%
1~2万円未満	2	0.7%
2~3万円未満	9	3.2%
3万円以上	1	0.4%
無回答	120	42.3%

【家賃、共益費・管理費】

支援対象者が入居した住宅の家賃は、3~4万円未満が 29.2%で最も多く、次いで4~5万円未満であった。

図表 157 セーフティネット住宅への関連

	件数	割合
全体	284	100.0%
入居先がセーフティネット住宅（登録住宅）である	19	6.7%
入居先がセーフティネット住宅（専用住宅）である	0	0.0%
物件探しの段階でセーフティネット住宅を検討した	38	13.4%
いずれにも該当なし	183	64.4%
無回答	44	15.5%

【セーフティネット住宅への関連】

支援対象者各個人の入居した住宅がセーフティネット住宅か、または物件探しの段階でセーフティネット住宅を検討したかを尋ねたところ、**6.7%**が「入居先がセーフティネット住宅（登録住宅）である」と回答し、**13.4%**が「物件探しの段階でセーフティネット住宅を検討した」と回答したが、**64.4%**は「いずれにも該当なし」であった。